

1927年銀行法の下での銀行の集中と貸出

寺西重郎

1927年3月に公布され1928年1月から施行された銀行法は、その後5年間にわたって大規模な銀行と整理と合同の過程をもたらした。この論文では、銀行法とそれに誘発された銀行合同と銀行の解散・廃業等が貸出とマクロ経済活動に及ぼした影響を分析する。

銀行合同の個別データの集計作業から、合同進展の過程で大規模な銀行資本金の減額が行なわれ、その規模は解散や破産による資本金減少に匹敵するものであることが示された。合同に伴う銀行の減資は、吸収や買収の対象となった中小銀行の貸出の削減や経営陣の交替などによる情報チャンネルの破壊をもたらした可能性が強い。

銀行法による銀行整理の貸出に及ぼした負の影響は、1928年から1932年の全期間にわたってみられ、特に1928、1929年の2年において顕著であったと思われる。

1. 問題の所在

本稿の目的は、1927年3月29日に公布され翌1928年1月1日に施行された銀行法の銀行集中と銀行貸出の及ぼした影響を分析し、当時のマクロ経済の動向に対する含意をさぐることにあり¹⁾。

マクロ経済と金融システムは相互に影響しあい、経済活動の水準に影響を及ぼす。しかも、この相互の影響は経済活動の下降期に一層顕著であるように思われる。まず、何らかの外生的ショックによるマクロ経済の悪化は、銀行の最適化行動の範囲を制約することにより、金融システムの非効率化やシステム・リスクを高める。たとえば、Kiyotaki and Moore(1997)の分析したように、マクロ的ショックは担保価値の低下を通じて銀行貸出行動を制約し、コーディネーション・フェイリアを通じて、マクロ・金融危機をもたらさう。また、実態経済の悪化による固定貸の増加は銀行の期間変換能力の低下を通じて、金融システムのリスクを高め、ついには自己実現的な金融システム危機に至ることもありうる(神門・寺西(1992)、是永・長瀬・寺西(2001)、Yokoyama(2003)、および福田・寺西(2003))。逆に、金融システムの機能低下がマクロ経済の悪化をもたらす可能性もある。

なんらかの理由による金融機関に蓄積された顧客情報の価値の喪失や既存の情報チャンネルの毀損は、金融仲介の実質コストを高めマクロの貯蓄投資メカニズムに負の影響をもつ。銀行危機ないし広汎な銀行取付の発生がこうした効果をもちうることは、アメリカの大恐慌による不況期について Bernanke(1983)の指摘したところである。1927年の3月から5月にかけて生じた金融恐慌の原因と影響について膨大な文献が存在する²⁾。本稿の目的は、この問題を金融恐慌だけでなく、同時期に行なわれた政府による銀行集中政策にも注目し、それによる情報の価値喪失やチャンネル毀損が銀行貸出の低下を通じてマクロ経済に及ぼした効果を分析することにある。

得られた結果は、銀行集中政策は単に不健全な中小銀行を廃業・解散に追いやるだけでなく、必ずしも不健全でない銀行の情報価値と情報チャンネルを損壊し、貸出したがってマクロ経済動向に負の影響を及ぼした可能性があるということである。

もちろん、金融危機や銀行集中政策は長期的には不健全な銀行を整理淘汰し、金融システムを効率化する効果をもつ。そしてその効果は長期において一層大きいと思われる。たとえば、そのような正の効果の可能性については、1927

年の金融恐慌に関して Yabushita and Inoue (1993)に、また 1930 年前半の銀行集中期については岡崎哲二(2002)に指摘されている。われわれの分析は、専ら銀行集中政策の短期的なインパクトに注目することにより、マクロ経済に対する負の効果を無視すべきでないことを示唆することにある。分析の政策的含意は近年の不良債権処理政策について、その短期的なインパクトと長期的効果の慎重な比較考量が必要であることを示唆することにある。

問題をより具体的に設定しよう。銀行法は中小の銀行の動揺の相次ぐ中、1926年9月頃から本格的に準備され、金融恐慌の最中の3月29日に公布されたものであり、2つの目的をもつ。第一は、銀行の情報公開とモニタリングを促進することであり、このため、銀行の株式会社化を義務づけ、株主総会・監査役によるモニタリング機能を活用することとともに、その施行細則において主務大臣に提出すべき業務報告書での詳細な情報開示を規定した。たとえば、銀行法自体には、自己資本比率、大口融資規制、支払準備、不動産保有等々についての明文の規定はないものの、業務報告書には詳細な情報開示が求められ、これらの情報に基き行政指導を行ないうる体制が整えられた。またこれに対応して、大蔵省と日銀の銀行検査体制が強化された。第二に、最低資本金を定めることにより、小銀行「濫立の弊害」に対処するとともに、単独増資を極力認めないという行政指導を活用して銀行合同の推進を図ったことである。すなわちその第3条に

「銀行業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百萬圓ヲ下ルコトヲ得ズ前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二百萬圓未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ五年ヲ限り前項但書ノ資本金ニ依ラザルコトヲ得、
さらに第41条に

「第三十九條第二項ノ銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限り第三條第一項本文ノ規定

ヲ適用セズ、第三十九條第二項ノ銀行ノ合併ニ因リテ設立シタル銀行ノ資本金ニ付亦同ジ命令ヲ以テ定ムル人口一萬未滿ノ地ニ本法施行ノ際現ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セズ、但シ其ノ資本金ハ本法施行後五年内ニ五十萬圓以上ト為スコトヲ要ス」

と定めたのである。すなわち、法は、普通銀行の最低資本金を原則として100万円とし、勅令をもって指定する地域(東京都・大阪市)に本支店を有する銀行は200万円、人口1万未満の地に本店を有する銀行は50万円とした。しかも、政府は無資格銀行の単独増資をなるべく認めないことにし、特に最低資本金を100万あるいは50万円に増資すべき銀行については、単独増資を原則として認めずすべて吸収ないし合併増資とした。このため、1928年から無資格銀行の存続猶予期間の終る1932年にかけて小銀行の合同と切捨ては急速度で進展することとなった。

1932年末にいたって政府は大要次のような経過報告書を発表した(金融研究会(1934))。

「先ず銀行法施行の當初に於いては同法に定めた資格を缺く銀行は六百七十七行に上り、當時の普通銀行數千二百八十三行の半數を占めてゐたが、既住の五箇年間に之が整理は着々進捗し、其の殆んど全部に就き整理の完了を見、猶予期限を經過して自然消滅に至るべきものは僅か三行に過ぎないのである。今無資格銀行消滅の情況を觀るに、合併に因るもの二百三十行、買収に因るもの百十行、増資五十行、解散百十五行、業務廢止七十四行、免許取消三十行、破産十一行、存立期間滿了六行、支店廢止四行、行主死亡一行である。即ち右の中合併、買収、増資、支店廢止等に因るものが三百九十四行であつて結局無資格銀行の六割三分強は實質上其の機能を失はなかつた譯である。」

本稿で問題とするのは、この経過報告書の引用部分後半の含意である。すなわち、617行の無資格銀行のうち廃業解散等に至らなかつた銀行は394行あるわけであるが、それはこれらの銀行とその顧客である企業が影響をうけなかつたことを意味するのであろうかということであ

表1. マクロ経済指標

	鉱山労働者 平均賃金 (日額, 円)	農産物 価格指数 (総合リンク指数)	法人企業 自己資本 利潤率	実質 GNP 増加率	名目 GNP 増加率	現金通貨 増加率	現金通貨 および貯蓄 金増加率
1921	—	143.3	5.83	-6.35	2.55	7.65	7.07
1922	—	127.8	5.71	4.62	1.42	0.96	-0.48
1923	—	138.5	4.21	-4.17	-3.80	6.84	4.25
1924	—	148.5	5.80	4.37	2.92	-2.26	3.54
1925	—	148.8	6.37	4.42	5.75	-1.25	5.43
1926	1.700	134.1	5.65	-1.78	0.76	-7.22	3.61
1927	1.780	117.3	4.99	1.99	5.41	6.20	4.18
1928	1.798	115.6	5.54	1.31	4.66	3.81	4.43
1929	1.810	114.3	5.26	-1.33	-0.11	-4.15	4.64
1930	1.706	75.3	4.12	-9.92	1.68	-11.24	-2.54
1931	1.527	69.3	2.79	-9.28	0.40	-5.71	-1.78
1932	1.455	77.8	3.70	2.64	3.44	6.24	1.77
1933	1.547	85.6	5.54	12.35	8.78	8.11	6.71
1934	1.653	92.2	6.36	10.55	8.63	5.17	5.56
1935	1.678	101.0	6.43	7.85	5.95	7.67	6.31
1936	1.745	106.8	7.18	5.61	2.68	5.34	7.28
1937	1.938	118.0	7.82	18.11	3.89	20.95	14.73
1938	2.239	126.8	8.54	15.65	5.71	18.21	22.73
1939	2.550	171.8	9.08	18.32	7.18	31.18	35.36
1940	2.922	190.2	9.33	18.00	4.33	28.21	28.67

注) 鉱山労働者賃金は『日本長期統計総覧』Vol.4表16-6-b, 農産物価格指数は長期経済統計『物価』第10表による。法人企業自己資本利潤率は藤野・寺西(2000)の第III部第8章より全法人企業の純損益を払込資本金および積立金の和で除して計算。実質・名目GNPはOhkawa and Shinohara (1979)のgross national expenditure(実質は1934-36年価格)による。現金通貨と預貯金は藤野・寺西(2000)の附録金融資産負債残高表の合計値をとった。

る。買収・吸収の個別ケースをみると合同後の銀行の資本金は、合同消滅銀行の資本金と合同存続銀行の資本金の和を下まわることが多く、大幅な減資がなされている。この過程で、特に被買収・被吸収銀行の顧客は、新銀行との間に情報チャンネルを維持できず、クレジット・クランチに陥った可能性が否定できない。以下では、この可能性を合同の下での銀行資本金の動き、および府県別の貸出のデータを利用して検討することとした。

2. 戦間期経済と銀行政策

2.1 マクロ経済と銀行業

準備作業として戦間期におけるマクロ経済と銀行業の動向を概観しておこう。表1の4, 5列に実質、名目のGNP増加率が示されている。1921年の実質GNPの低下は、1920年春の反動恐慌の影響を引きずったものであろう。1923年の実質、名目GNPの低下は関東大震災の影響を受けている。1926年の実質GNPの低下

もその前年10~12月の大正11年恐慌の影響によるものと思われる³⁾。1927年春の金融恐慌にかかわらず、1928, 1929年は実質・名目とともに正のGNP増加を示していることが注目される。1929年10月の世界恐慌の開始とともに生糸価格の暴落が始まり、これがこの年のGNPの低下にかかわっていると思われる。1931, 1932両年の実質GNPの低下は、1930年1月11日の金輸出解禁⁴⁾から1931年12月13日のその再禁止・高橋財政開始に至るいわゆる金解禁政策の影響によるものと思われる。

これらさまざまな政治経済情勢の激変の中で、経済活動水準は、1932年頃まで低下の一途をたどった。非農業の未熟練賃金の指標である鉱山労働者賃金は、1932年に最低値を記録しており、農産物価格はその前年1931年に最低値に達している。法人企業の自己資本利潤率は、1931年に谷を迎えている。また、貨幣量でみると、現金通貨とそれに預貯金を加えたものの総額の伸びは1930年に最も大きな低下を示して

表 2. 銀行業の推移

	普通貯蓄 年末銀行数	普通銀行 貸出金	対前年差	普通銀行 総預金	対前年差	地方銀行 貸出金	対前年差	地方銀行 総預金	対前年差
1921	2,001	6,242		6,445		4,969		4,866	
1922	1,945	7,848	1,606	7,801	1,356	6,629	1,660	6,284	1,418
1923	1,840	8,059	211	7,805	4	6,442	-187	5,824	-460
1924	1,765	8,289	230	8,093	288	6,725	283	6,086	262
1925	1,670	8,843	554	8,727	634	7,215	490	6,621	535
1926	1,544	8,635	-208	9,179	452	6,847	-368	6,946	325
1927	1,396	7,974	-661	9,028	-151	6,034	-813	6,210	-736
1928	1,131	7,545	-429	9,331	303	5,610	-424	6,201	-9
1929	976	7,246	-299	9,292	-39	5,233	-377	6,082	-119
1930	872	6,815	-431	8,737	-555	4,806	-427	5,550	-532
1931	771	6,591	-224	8,268	-469	4,529	-277	5,099	-451
1932	625	6,280	-311	8,318	50	4,208	-321	4,888	-211
1933	601	6,084	-196	8,815	497	3,490	-718	4,087	-801
1934	563	5,933	-151	9,438	623	3,352	-138	4,358	271
1935	545	6,192	259	9,950	512	3,403	51	4,610	252
1936	498	6,763	571	11,007	1,057	3,499	96	5,224	614
1937	449	7,792	1,029	12,433	1,426	3,800	301	5,852	628
1938	417	8,847	1,055	15,190	2,757	4,219	419	7,068	1,216
1939	389	11,349	2,502	19,965	4,775	5,286	1,067	9,424	2,356
1940	357	13,837	2,488	24,670	4,705	5,983	697	11,777	2,353

注) 後藤新一(1970)による。地方銀行とは五大銀行以外の普通銀行。銀行数以外は単位100万円。

いる。

よく知られているように金解禁の停止と高橋財政の開始、1931年9月の満州事変、1937年7月の日中戦争の開始などの「戦争景気」の中で、経済は1930年代の後半急激な回復を示す。

次に表2によって銀行業の状況を見ると、まず銀行数は金融危機と政府の銀行集中政策の影響を受けて、1920、1930年代を通じて一貫して急速に低下している。他方、普通銀行の貸出と預金は経済活動水準を反映して、それぞれ1934年と1931年に谷を迎えている。また普通銀行のうちの地方銀行の貸出と預金はそれぞれ1934年と1933年に谷となっている。いずれの変数も1930年代後半には急激な回復局面にはいつている。

ちなみに、1920年代から1930年代前半の時期は、銀行業にとってかつてない動揺期であった。歴史上最初の金融危機は、1901年の九州を震源地とするものであったと考えられる⁵⁾。この時前年の12月に熊本県の2銀行の休業に端を発した銀行不安が翌年3月に東京、4、5月に大阪に飛び火し、結局東京で24銀行、大阪および東海・九州地区で、34銀行が休業に至った。

第一次大戦前においては、この時以外銀行の大規模な取付けは起きていない。これに対して、第一次大戦後、1930年代前半までの時期は、断続的な大規模な銀行危機・取付けとともに、局所的個別銀行の取付けは日常的に生じており、人々の銀行システムに対する信頼が大きく低下した時期であると考えられる。まず、1918年11月の第一次大戦の終結とともに生じた投機ブームの結果、1920年春には、いわゆる反動恐慌が生じ、4月から7月にかけて合計21行の銀行が休業するに至った。この反動恐慌は、日銀の特別融資等で乗り切ったものの、銀行組織の不健全は払拭されることなく、1923年9月の関東大震災以後のいわゆる震災手形問題(是永・長瀬・寺西(2001))の発生とあいまって、銀行システムに対する信頼は急落するに至った。このため1922年10月から12月にかけて計11行の支払停止銀行が発生することとなった。さらに、金解禁政策期間である1930年から1932年にかけても、合計56行の銀行休業が生じている。この意味で、1927年3月15日から23日の第1波と4月18日から21日の第2波からなる金融恐慌は、持続的な銀行動揺の中の一幕であ

ったという側面もあることを忘れるべきでない。もちろん、この危機の第2波が、モラトリアムの執行をもってやっと押さええたという意味で、マクロ的な金融システム不安に基づく自己実現的な銀行取付けの性格をもつ格別な意味のものであったことは指摘するまでもない。

こうした日常的銀行不安ということは、またたとえば金融恐慌の第1波で休業に至った主要行の多くがそれ以前から取付けにあたり、預金減少に悩んでいたことから裏書きされる。たとえば、3月19日には中井銀行(払込資本金5,000千円)が休業に追い込まれ、3月22日には久喜銀行(同161千円)、山城銀行(同320千円)という小銀行とともに、村井銀行(同5,125千円)、左右田銀行(同2,500千円)、中沢銀行(同1,250千円)、八十四銀行(同2,300千円)の4つの都市中堅銀行が休業した。このうち中井銀行は既に1925年に震災の打撃特に関連する商社(高田商会)の破綻にかかわって大規模な預金引出しにあっており、その後も持続的が生じており、1927年にはいってその勢いが加速する状況にあった。久喜銀行はこの余波を受けて3月にはいって預金取付けを受けていた。また左右田銀行は戦時の事業の急拡大と固定貸の増大のため1920年5月に茂木商店の破綻の余波で取付けにあっており、取付けはその年の10月にも生じ、さらに震災直後にも生じている。村井銀行も同様に村井家関係の事業の不振から既に1922年の秋に取付けに遭遇しており、中沢銀行も中井一族への大口貸出への懸念から1920年の反動恐慌の余波で大規模な預金引出しにあっていった。

2.2 銀行政策と銀行法の制定

戦間期における銀行システムの不安定化は、(i)期間変換負荷の高まり(神門・寺西(1992))、(ii)機関銀行問題にみられる銀行統治メカニズムの欠陥、および(iii)銀行の自己資本の低位、等によるものであったが、大蔵省は当初主としてこれを規模の小さい小銀行の濫立問題と考えさまざまに対策を講じてきた。すなわち銀行の不安定性は1893年制定の銀行条例に資

本金に関する規定がとり入れられなかったことにあり、このため日清戦後の銀行の激増期に多数の基礎薄弱な小銀行が新設されたこと、すなわち小銀行の濫立が問題であるとされた。さまざまな対策がこうした視点から講じられた。

第一に、新設銀行の資本金制定に関する規定を定めたことである。これは当初、大蔵省内での内規として1896年に新設銀行の資本金制限を行なったにすぎなかったが、1901年の恐慌と銀行破綻を伴う金融危機を契機に、地方長官に通達して新設銀行資本金の制限を行なうこととなった。1901年の理財局長の通達では、金融組織の銀行は資本金50万円以上、個人組織のものは25万円以上とされた。この規定はその後本店所在地の人口に応じて規定を強化するなど、1905年から1918年にかけてさらに手が加えられた(金融研究会(1934)pp. 224-226)。

第二に、銀行合同を勧奨したことである。最初の実効的な銀行合同の勧奨は、1911年に行なわれた⁶⁾。すなわち蔵相山本達雄が地方長官に通達するかたちで小銀行の濫立をいましめるとともに、すすんで銀行合同を勧奨したのである。銀行合同はその後1919年の高橋蔵相によっても強調されたが、この時期までの銀行合同の勧奨は、専ら銀行の業務規模の拡大を目的としたものであって、内容整理等は主たる関心事ではなかったと言われる(金融研究会(1934)p. 206)。

銀行システムの不安定性の問題は、第一次大戦後(反動恐慌以後)機関銀行問題が深刻化するに及んで、銀行統治構造と銀行の資産内容の健全化という新たな視点から取組まれるようになった。その契機は1924年の大蔵省銀行局による合同に関する方針の転換にあるとされる。このとき、大蔵省は銀行合同の方針として(i)地方的合同、(ii)単独増資を認めないこと、および(iii)合同にあたっての資産評価の厳格化、という3点を定め、1924年7月大蔵次官名で地方長官に通牒した。これ以後地方長官は銀行合同の促進に邁進するようになり、またこれに応じて1925年から1926年にかけて各地に合同期成会が相次いで設立されたと言われる。

ちなみに、上記(i)の地方的合同という方針

表3. 銀行法による無資格銀行整理状況

		合併	買取	増資	解散その他	合計
1928年	行数	91	41	5	49	186
	資本金	(23)	(7)	(2)	(15)	(48)
1929年	行数	50	23	1	40	114
	資本金	(11)	(4)	(0)	(8)	(24)
1930年	行数	31	14	—	19	64
	資本金	(6)	(3)	—	(4)	(13)
1931年	行数	27	18	7	39	91
	資本金	(7)	(3)	(3)	(8)	(22)
1932年	行数	31	14	37	94	176
	資本金	(11)	(3)	(14)	(28)	(56)
1928年—32年	行数	230	110	50	241	631
合計	資本金	(58)	(21)	(19)	(64)	(162)

資料) 大蔵省銀行局普通銀行課長小宮陽「所謂一県一行主義の原理」全国地方銀行協会『金融』第2号(昭和12年5月)pp. 11.

注) 解散その他は、解散のほか業務停止、免許取消、破産確定、在立期間満了、支店廃止、行主死亡および猶予期間到来による自然消滅を含む。

単位) 資本金の単位は100万円。

は⁷⁾、藩閥官僚システムの弱化的下での地方における行政秩序の改善という多分に政治的目的にかかわる論点を内包していると考えられる⁸⁾。また、金融の国際化等の中で近代化の度を強める中央の大銀行と地方の小銀行の間では、単なる規模格差ではない経営ノウハウなどの質的差異が生じてきていたことも考えられよう⁹⁾。また、(ii)の単独増資の不許可方針は、重役株主関連の大口貸出などのいわゆる機関銀行の弊害を防止する目的をもつものであり、銀行法の制定後の1927年11月に至って、「各銀行の増資に際しては、原則として合同又は吸収増資としてなるべく単独増資を認めぬこと」および「殊に最低資本金を百万円並に五十万円に増資すべき銀行にありては、単独増資を原則的に認めず総べて吸収並に合併増資とすべきこと」という方針を正式に決定公表した(『東洋経済新報』昭和2年11月5日号 No.831)。しかし、この方針については、(i)「内容良好で増資能力のある銀行に強いて合併を奨めるのは、従来の功績と独立を不当に無視するものである」こと、および(ii)「合同による業態の変更が従来の取引者に対して不便を与ふる」可能性のある等の強い批判を招来し、1931年2月には政府は「適当と認むるものには許可」する方針に転じたとされる(金融研究会(1934)pp. 228)¹⁰⁾。その結

果、銀行法の無資格銀行631行のうち50行が単独増資により有資格化することとなった(表3)。

さて、以上の背景の下で1927年銀行法が制定されたわけであるが、その制定過程は次の5段階からなると考えることができる。(i)1926年4月15日における金融制度調査会準備委員会の設置および同年7月6日における民間臨時委員の嘱託、(ii)同年7月15日における大蔵省の準備委員会への諮問、(iii)同年8月16日における民間臨時委員による答申、(iv)同年9月12日における金融制度調査会の発足、9回の特別委員会と3回の総会後の銀行法原案の決定、(v)1927年2月15日の衆議院提出、特別委員会と総会での審議を経て、法案成立、3月29日の公布。

制定過程の一つの大きな特色は、民間大銀行関係者の主導的役割である¹¹⁾。以下ではこの点に焦点を合わせ制定過程を概観してみよう。まず4月15日に設置された準備委員会¹²⁾では、会長以下全て大蔵官僚からなる7人の委員が任命され、さらに7月6日付で臨時委員5名が嘱託された。臨時委員は全て民間銀行の取締役・部長クラス(日銀の局長1人を含む)であった。この準備委員会に対し、大蔵省は(i)手形割引市場、証券市場の整備改善に関する具体的方策、(ii)金融制度の改善による金利低下の具体的方策、および(iii)普通銀行制度の改善に関する具体的方策の3点を諮問した。この諮問の背景には、日本の金融制度を長短分離構想に基づき育成したいとする浜口首相、片岡蔵相や松本(修)銀行局長の意図があったと言われている。たとえば、松本局長は次のような発言を行っている。

「……普通銀行ノ営業ノ方針ト致シマシテ、我国ノ現在ノ銀行ハ其沿革上カラ見マシテモ、商業銀行トシテ又所謂預金銀行トシテ発達シ来ツタモノデアリマシテ、将来ト雖モ此ノ方針ニ依ッテ進ムベキモノデアルト考ヘテ居リマス……」

手形市場証券市場ノ発達ニ依リマシテ、……商業銀行ハ商業銀行トシテ益益完全ニ進ミツツ

尚企業資金が遺憾なく潤沢ニ供給サレルヤウニ進ムト云フコトヲ以ッテ理想トスベキモノデアルト考ヘテ居リマス」(日本金融史資料・明治大正編第18巻, pp. 60-61)。これに対し臨時委員は、諮問案の(i), (ii)は範囲が広汎でかつ抽象的であるとしてから、後日に譲り、専ら(iii)について審議を重ねた¹³⁾。こうして8月16日付で臨時委員による「普通銀行制度の改善に関する具体的方針」という答申がなされ、これが事実上後の銀行法の基本的骨格を形成した。この答申の前文は次の4点から臨時委員の問題意識を明確に示すものとして興味深い。すなわち、第一にわが国の銀行制度は産業金融もさることながら、短期の商業銀行活動を中心にすべきこと、第二に、英米において企業規模が拡大している状況からして、堅実なる中小銀行の発達も必要だが、まずもって大銀行制度の発達が肝要であること、第三に銀行の不健全性は、規模狭小資力薄弱な銀行の数が過多であり、不当な競争が生じたこと、経営面で準備の充実をおこたり資金を固定化したことおよび、検査制度の未確立等に基づくものであること、第四に、法律で細かい規定を設けることより、裁量的な行政上の運用を中心とする銀行政策が重要であること、を述べている。

臨時委員の答申を受けて9月12日に金融制度調査会が発足した。その委員構成は、臨時委員を含めて総員52名で、その内訳は、会長片岡大蔵大臣の他に官僚8名(大蔵3, 農林, 商工, 内閣, 内務, 司法各1), 貴族院議員6名, 衆議院議員6名(大蔵政務次官, 同省参政官をも含む), 学者1名, 金融・信託・保険・証券関係代表19名, その他財界・事業界代表1名からなっていた。金融・信託・保険・証券の内訳は日銀を含む銀行関係者14名, 信託3名, 保険1名, 証券1名であり、圧倒的に銀行界中心の構成であった¹⁴⁾。委員会における諮問事項は、(i)日銀の中央銀行としての機能、(ii)普通銀行改善、(iii)手形割引市場及び証券市場整備改善、(iv)工業金融整備改善、(v)農業金融整備改善、(vi)動産金融整備改善、(vii)貿易金融整備改善、(viii)拓殖金融整備改善、(ix)特殊産業の金

融円滑化、(x)貯蓄銀行並に信託会社の改善、(xi)庶民金融機関の充実、(xii)金融制度の改善による金利低下、の12項目であった。

金融調査会で作成された普通銀行改善案「普通銀行制度に関する調査」(1924年11月18日金融制度調査会決定)に基づいて政府の作成した銀行法案は、1927年2月15日から衆議院での審議にはいり、その後貴族院での審議を経て、3月29日の公布に至った。詳論は省くが、こうして成立した銀行法案は、基本的に臨時委員の答申案の線に沿ったものであった。ちなみに、その後の銀行合同に関する政策運営方針等についてもその基本的方針は、金融制度調査会とその準備委員会での審議過程で大体が確定されていたと言われる。たとえば、地方的合同の方針にしても、準備委員会において既に

「本邦普通銀行の数は多きに失するを以って今後に於いても之を促進せしむることとし、尚地方金融の實情に鑑み成るべく地方的合同を奨励すること」

との決議が行われており、これが本会議においての

「本邦銀行の数は多きに失するを以って合同は今後に於いても之を促進せしむることとし、尚地方金融の實情に鑑み成るべく地方的合同を奨励すると共に都會銀行と地方銀行との合同に就き相當考慮すること」

との決定につながったのである(金融研究会(1934) p. 218 および後藤(1968) p. 234)。

3. 銀行法の下でのマクロ的銀行集中過程

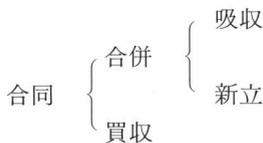
新銀行法の施行により1928年1月1日現在で617行が無資格となった¹⁵⁾。これは全国普通銀行の約半数であった。その内訳は次のようであった(金融研究会(1934))。

- (A) 東京市又は大阪市に本店又は支店を有する銀行にして資本金二百萬圓未滿のもの 48
- (B) 合名、合資また個人銀行にして組織變更を要するもの 1
- (C) 銀行法施行後五箇年間に資本金百萬圓以

上となすこと要するもの	166
(D) 人口一萬未満の本店を有する銀行にして 資本金五十萬圓未満のもの	336
(A), (B) 資本金二百萬圓, 組織變更を要する もの	8
(C), (B) 資本金百萬圓, 組織變更を要するも の	22
(D), (B) 資本金五十萬圓, 組織變更を要する もの	36
合計	617

多くの無資格銀行は規定の最低資本金に達しないことによるものであった。特に人口1万未満の地に本店を有し、資本金50万円未満のものが、336プラス36すなわち372行と半数以上を占めている。しかし東京・大阪両市で200万未満のものも48行存在した。また営業形態を株式会社化せねばならないものも $1+8+22+36=67$ 行存在した。

無資格銀行の5年の猶予期間後の整理の状況は表3でみたとおりである。表3の無資格銀行の総数は631行となっているが、これは猶予期間中に新たに14行が無資格銀行となったためである。631行のうち340行が合同すなわち合併と買収によって有資格となっている。資本金にして79百万円であり、全体の48.8%を占める。合併の形態には大銀行による小銀行の吸収と合併により新しい銀行を設立する新立という2つの形態がある。すなわち



である。解散その他すなわち解散業務停止、免許取消破産等によるものは24行であり、資本金にして64百万円であり、全体の39.5%を占める。増資によるものは50行で、資本金にして19百万円である。

時期的にみると整理行数は1928年(186行)と1932年(176行)でこの2年に最も多い。合併と買収によるものは、1928年の132行、1929年の73行と1928、1929の最初の2年間に集中

している。解散その他は最後の年1932年に最も多い。増資もまた1932年に最も多い。これは増資不許可方針への批判が強く、さきに述べたように大蔵省が1931年2月に方針を緩和したためである。

こうした銀行の集中過程が銀行行動、ひいてはマクロ経済に如何なる影響をもったかを無資格銀行の整理のみの効果として分析することはむずかしい。以下では、1928年から1932年における銀行合同と解散その他による銀行の産業組織変化全体に焦点をあてて(無資格銀行の整理をサブセットとして)このことを分析して行く。

まず、金融研究会(1934)によって、5年間の銀行合同を合併(吸収と新立)と買収のケースごとに集計し、府県ごと年ごとの

- (a) 合同消滅銀行の行数と資本金
- (b) 合同存続後銀行の資本金
- (c) 合同後の銀行の資本金

および合同後の減資額 $= (c) - (a) - (b)$ を計算した。そのさい問題となるのが、異府県間の合同のケースである。たとえば1927年1月に広島の新渡銀行(資本金500千円)が大阪の藤田銀行(10,000千円)に吸収され、藤田銀行は資本金10,500千円となったが、この合同の地域経済と銀行貸出へのインパクトは広島と大阪では大きく異なるであろう。すなわち、広島県にとってインパクトは大きくとも大阪にとってはその影響は無視して差支えなからう。このことから、われわれはこのケースにおいては、大阪への合同の影響はないものと考え、広島県においてのみ

合同消滅銀行資本金=500千円

合同存続銀行資本金=0

合同後資本金=10,500-10,000=500千円

とした。このばあい減資額はゼロである。同様に1929年2月の福島県平銀行(資本金1,500千円)の茨城県常磐銀行(同8,850千円)の吸収、合同後資本金9,450千円のケースについては、茨城県への影響はゼロと考え、福島県についてのみ

合同消滅銀行資本金=1,500千円

合同存続銀行資本金=0

合同後資本金=9,450-8,850=600千円

とした。福島県について900千円の減資のインパクトが生じたこととみなのである。

こうした、異府県間の2行合同のケースは多数あり、全て上記のように合同消滅銀行の存在した府県にのみ実質上のインパクトがあったものとして処理した。次に合同が3府県にまたがるものが6件ある。このばあいは以下のようにして処理した。

1927年12月の富山の本郷実業銀行(資本金100千円)と新潟早川銀行(同100千円)の富山の黒部銀行(同250千円)への吸収合併のケース(合同後資本金は1,000千円)は、富山県について

合同消滅銀行資本金=100千円

合同存続銀行資本金=250千円

合同後資本金=1,000-100=900千円

すなわち、550千円の増資とみなし、新潟県については

合同消滅銀行資本金=100千円

合同存続銀行資本金=0

合同後資本金=100千円

とした。

1928年6月の山梨県若尾銀行(資本金5,000千円)の東京の昭和銀行(同10,000千円)と山梨県第十銀行(同10,400千円)による買収(合同後資本金は、昭和が10,000千円、第十が10,400千円)のばあいは、東京への影響はなかったものとみなし、山梨県についてのみ

合同消滅銀行資本金=5,000千円

合同存続銀行資本金=10,400千円

合同後資本金=10,400千円

すなわち、5,000千円の減資が生じたと考えた。

1928年11月の愛媛県の愛媛銀行(資本金5,000千円)、西條銀行(同2,500千円)、伊予瀧銀行(1,000千円)の広島芸備銀行(同16,000千円)への吸収のケース(合同後資本金18,200千円)は広島県について影響はないものと考え、愛媛県について

合同消滅銀行資本金=8,500千円

合同存続銀行資本金=0

合同後資本金=18,200-16,000=2,200千円

すなわち6,300千円の減資とみなした。

1930年11月の東京の浅田銀行(資本金100千円)の大阪の住友銀行(同70,000千円)と東京の金原銀行(同2,000千円)による買収(合同後資本金は住友が70,000千円、金原が2,000千円)は、大阪への影響はゼロとし、東京についてのみ

合同消滅銀行資本金=100千円

合同存続銀行資本金=2,000千円

合同後資本金=2,000千円

すなわち、100千円の減資とみなした。

1929年10月の高知県幡多銀行(資本金250千円)と愛媛県御荘銀行(同500千円)による高知の土豫銀行(同1,500千円)新立のケースでは、高知県について

合同消滅銀行資本金=250千円

合同存続銀行資本金=0

合同後資本金=1,500-500=1,000千円

すなわち750千円の増資、愛媛県については

合同消滅銀行資本金=500千円

合同存続銀行資本金=0

合同後資本金=500千円

とした。

1930年8月における大分県の山中共立銀行(資本金120千円)の大分県中津銀行(同1,200千円)大阪の三十四銀行(同52,200千円)、奈良の六十八銀行(同6,000千円)による買収(合同後資本金は中津1,200千円、三十四52,200千円、六十八6,000千円)は大分県についてのみインパクトを考え

合同消滅銀行資本金=120千円

合同存続銀行資本金=1,200千円

表4. 同一府県内の合同と異府県間の合同の資本金額
(1928-32年の合計)

	合同消滅銀行 資本金	合同存続銀行 資本金	合同後 資本金	減資額
同一府県内の合同	450	1,247	1,522	-175
異府県間の合同	60	819	826	-52
(改訂)異府県間の合同	60	14	22	-52

注) 単位は100万円。

表 5. 1928-32 年の銀行合同

		合同消滅銀行		合同存続銀行	合同後	減資額	減資率
		銀行数	資本金	資本金	資本金		
1928	吸収	70	49	215	248	-106	-0.153
	買収	67	88	249	260		
	新立	89	93	—	80		
	小計	226	230	464	588		
1929	吸収	45	25	155	172	-2	-0.005
	買収	32	19	149	172		
	新立	32	17	—	19		
	小計	109	61	304	363		
1930	吸収	33	17	95	107	-43	-0.148
	買収	32	27	116	116		
	新立	19	35	—	24		
	小計	84	79	211	247		
1931	吸収	13	5	31	34	-49	-0.182
	買収	28	27	151	151		
	新立	22	55	—	35		
	小計	63	87	182	220		
1932	吸収	17	21	35	43	-26	-0.171
	買収	17	6	65	65		
	新立	21	25	—	18		
	小計	55	52	100	126		
1928-1932	吸収	178	118	531	605	-226	-0.128
	買収	176	167	730	763		
	新立	183	224	—	176		
	小計	537	509	1261	1544		

注) 減資額=合同後資本金-合同消滅銀行資本金-合同存続銀行資本金, 減資率=減資額/(合同消滅銀行資本金+合同存続銀行資本金), 資本金は公称資本金であり, 単位は100万円。

合同後資本金=1,200 千円

すなわち, 120 千円の減資とみなした。

表 4 は, 同一府県内の合同と異府県間の合同の 5 年間の合計を比較したものである。3 行目の(改訂)異府県間の合同とは, 上記のような調整したばあいの合計値であり, 2 行目の異府県間の合同とはそうした調整をしない単純合計値である。処理の仕方からわかるように, 合同消滅銀行の資本金と減資額には差異は生じず, 合同に参加した異府県の大銀行の影響のみとりのぞかれている。

表 5 はこうした集計作業結果を合同形態ごとに各年にわたって示したものである。減資率とは, 減資額を合同消滅銀行資本金と合同存続銀行資本金の合計で割ったものである。無資格銀行のみのケースと同様に合同による消滅銀行の数と資本金は 1928 年と 1929 年に集中している。

5 年間の合同件数は 537 件であり, これは表 3 の無資格銀行の合同(合併, 買収)の件数 340 件より 197 件多い。すなわち, 銀行法上では有資格な銀行の多くがこの時期の合併集中の動きにまきこまれていたのである。

他方, 無資格銀行の解散その他による整理は表 3 においては 241 行であった。しかし, これもこの時期に生じた解散その他による銀行業産業組織変化のごく一部でしかない。表 6 は, こうした比較をマクロ的にみたものである。合同による減少(行数および減資額)は, 表 5 の計数によっている。これから普通銀行全体の数字を用いてえられた解散その他による減少数は 820 行, 資本金にして 234 百万円にのぼっている。無資格銀行のみにかかわる数字は行数にして 29.4%, 資本金にして 27.4% にあたっている。すなわち, 解散その他と合同いずれのケースでも多数の有資格銀行が集中過程にかかわっていたのである。

表 6 からえられるいまひとつの重要な命題は, この時期, 解散その他による銀行資本金の減少額が合計 234 百万円であるのに対し, 合同による減資額もほぼ同じ 226 百万円に達していたということである。両ケースが資本金においてほぼ同程度の規模であったことは, 無資格銀行のみのばあいの計数についても同じで, それぞれ合計 79 百万円および 64 百万円である。

以上の検討結果は, 冒頭で述べた無資格銀行のインパクトについての大蔵省の経過報告が, 全体の経過の一部しかとらえていないことを示唆している。第一に, 解散その他銀行のインパクトだけでなく, 存続銀行についても減資を通じる貸出へのインパクトを考えねばならない。特に, 買収や吸収のばあい, 中小企業の既存の貸出は減資の影響をうけて大きく削減された可能性がある。そのことは, 蓄積された顧客情報

表 6. 普通銀行の銀行数と資本金の減少

	解散その他による減少		合同による減少	
	行数	資本金	行数	資本金
1928	281	82	226(233)	106
1929	164	7	109(114)	2
1930	105	94	84(87)	43
1931	108	34	63(57)	49
1932	162	17	55(61)	26
合計	820	234	537(552)	226

注) 合同による減少は表5のわれわれによる推計値。カッコ内は銀行局年報の合同による減少行数(金融研究会(1934)の巻末表による)。解散その他による減少の行数は、金融研究会(1934)の別表「銀行数累年異動表」による。資本金の減少額は同別表「普通銀行公称資本金別表」の合計値の資本金の減少額から、上記合同による減少額を差引いて求めた。資本金の単位は100万円。なお、資本金減少の合計は、このデータでは460百万円であるが、銀行局年報から同じ期間の普通銀行の公称資本金の減少額を計算すると447百万円となる(沖縄を除く46府県)。

や既存の情報チャンネルの毀損を意味し、金融仲介コストの上昇を通じてマクロ経済に強い短期的インパクトをもった可能性がある。解散その他に追い込まれた銀行はもともと生存確率の低い脆弱なものが多かったであろうから、それらの整理は、さほど短期マクロ的には重要でなかった可能性がある。逆に、長期的な効率化効果の方が大であったことも十分に考える。しかし、健全な中小銀行の消滅ないし減資は短期のみならず、中長期においても重要な負のインパクトを及ぼした可能性がある。

第二に、銀行法は単に無資格銀行だけでなく、その倍近い多数の有資格銀行の合同、解散に無視しえない影響を持った可能性がある。有資格銀行も地方的合同を勧奨する地方長官の行政指導は無視しえなかったであろうし、無資格銀行の整理そのものが対抗的・競争的意図からの有資格銀行の合同運動をうながしたと思われる。この時期におけるマクロ経済の動きの正確な理解を行うためには、そのことによる減資や貸し渋りなどの効果も考慮に入れる必要がある。

4. 計量的考察

まず、銀行法施行猶余期間の全期間を対象に、銀行合同による減資と解散その他の理由による資本金減の銀行貸出に及ぼした効果のちがいを

検討する。

銀行合同による減資は、解散その他に劣らず銀行貸出にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。このことを府県のクロス・セクションデータに基づく簡単な回帰により確認しよう。

サンプルは、沖縄および台湾、朝鮮、樺太、支那を除く46の府県のデータである。被説明変数は1928年1月1日から1932年12月31日にかけての府県別の普通銀行の貸出金(諸貸付金および割引手形)の変化である。説明変数として次のものをとる。

- (1) 合同による減資額；各府県のこの期間の合同に伴う減資額(異府県の合同を調整した改定値)。
- (2) 解散その他による資本金増減；各府県についてこの期間の(銀行局年報から得られる)普通銀行払込資本金の増減額と上記の減資額の差として計算。
- (3) 預金増減；(銀行局年報から得られる)各府県のこの期間の預金の変化額。

をとる。金融研究会(1934)における資本金は、公称資本金である。それゆえそれから計算した減資額も公称資本金であり、銀行局年報からえられる払込資本金の値とはズレがあることに注意されたい¹⁶⁾。また解散その他による資本金増減には、合同と解散その他の理由による以外の資本金の増減を含んだ値となっていることにも注意が必要である。さて、OLSによる回帰から次の結果をうる。

貸出増減 = 1.9 + 5.33 × 合同による減資額

(0.41) (14.74)

+ 4.13 × 解散その他による資本金増減
(4.80)

+ 0.25 × 預金増減 ; ($\bar{R}^2 = 0.85$)
(1.41)

この回帰結果は、対象となる5年間における府県別貸出の減少は合同による減資額と解散その他による資本金の減少と密接な同方向の相関関

表 7. 記述統計(I)

単位：100万円

	平均値	中位値	標準偏差	最大値	最小値
貸出増減	-32.5	-16.0	60.7	-3.0	-397.5
合同による減資額	-5.2	-2.3	9.6	6.5	-57.4
解散その他による資 本金増減	-0.5	-0.1	4.3	11.1	-9.5
預金増減	-15.7	-8.0	21.3	15.8	-76.5
解散その他による資 本金増減(改定値)	-4.5	-1.0	12.5	4.6	-78.7

表 8. 記述統計(II)

	平均値	中位値	標準偏差	最大値	最小値
預貸率変化率 I	-0.06	-0.05	0.06	0.05	-0.18
II	-0.11	-0.11	0.09	0.09	-0.29
III	-0.04	-0.03	0.08	0.11	-0.36
本店変化率 I	-0.11	-0.09	0.10	0.00	-0.36
II	-0.30	-0.29	0.15	0.00	-0.70
III	-0.33	-0.39	0.21	0.33	-0.62
本支店変化率 I	-0.05	-0.02	0.09	0.08	-0.30
II	-0.03	-0.07	0.23	0.56	-0.51
III	-0.16	-0.14	0.15	0.25	-0.52

注) Iは1926年末~27年末, IIは1927年末~29年末, IIIは1929年末~31年末, 預貸率変化率は, それぞれの期間について(諸貸付金+割引手形)÷総預金の期末値 - 期首値である。

サンプルは46道府県(沖縄, 台湾, 樺太, 朝鮮, 支那, その他外国を除く)。

係があることを示している。その係数はそれぞれ5.53および4.13であり、合同による減資の効果が大きい。しかも表7の記述統計によると合同による減資額の府県平均値は5.2百万円、解散その他による資本金平均値による資本金は0.5百万円となっており、合同の減資の効果がきわめて大きいことを示している。しかしこの回帰のもととなったデータは、解散による資本金減少を求めるにあたって府県の払込資本金の変化と合同による公称資本金の変化の差を求めており、データの的にコンシステントではない。解散による資本金減少の効果は、未払込資本金の減少の効果をとらえていない分だけ過小に評価されていると思われるからである。

それゆえ次に、解散による資本金減少を改訂して、

(2') 解散その他による資本金増減(改訂値)；各府県について、この期間の普通銀行公称資本金の増減額と(1)の合同による減資額の差とし

て計算、

をとって同様な回帰を行った。表7にみられるように(2)と(2')では大きな差異があり、回帰結果も異なったものとなっている。

$$\text{貸出増減} = -5.3 + 1.16 \times \text{合同による減資額} \\ (-1.92) (2.91)$$

$$+ 1.36 \times \text{解散その他による資本金増減} \\ (2.96)$$

$$+ 0.65 \times \text{預金増減} \quad ; (\bar{R}^2 = 0.72) \\ (5.49)$$

(この計測では、異常値の傾向のみられる東京のデータを除き45府県についての回帰がなされている)¹⁷⁾。

合同による減資と解散その他による資本金の減少はともに貸出に大きな影響を及ぼしている。この改訂データないし公称資本金ベースでの分析では、合同による減資にくらべて解散その他による資本金減の効果の方が大きく、後者は前者の約1.17倍(1.36/1.16)となっている。

ちなみに払込資本と公称資本の乖離は、当時の株式発行が大資産家の資金動員を目的としたためもあって、その額面が非常に高額であったこと、およびそのための分割払いが認められたことによっている。国立銀行条例(1872年)では、株式額面は100円であったし、1890年公布の商法では、「各株式、金額ハ……二十円ヲ下ルコトヲ得ス又其資本十万円以上ナルトキハ五十円ヲ下ルコトヲ得ス」(第175条)と定めていた。このため、当時の一社当りの株主数は非常に少人数であった。一例として、1872年に設立された最初の国立銀行4行の株主数は、第一国立銀行が71人、第二国立銀行が29人、第四国立銀行が353人、第五国立銀行が29人であった。分割払込の制度は、こうした高額面株への応募を容易にする効果をもったが、この制度の下で株主は、引受けた株式への払込の義務を負う反面その(有限)責任の範囲は払込額に限定されていた。このさい追加払込の請求は、企業側の都

表9. 預貸率変化に対する本店数
変化率および本支店数変化率の影響

期 間	説明変数	
	本店数変化	本支店数変化
I(1926年末～1927年末)	0.11	0.11
	(1.27)	(1.05)
II(1927年末～1929年末)	0.08	0.07
	(1.00)	(1.35)
III(1929年末～1932年末)	0.09	0.18
	(1.63)	(2.23)

注) カッコ内はt値、計測には定数項を含むが結果は省略。

合で行なわれ、株主が期日までに払込完了できないばあいは、その株式は没収され、競売に付された。競売により株式を入手した新しい株主は、未払込額の払込の義務を負うことになった。こうしたシステムは1948年7月の商法改正まで、戦前期の全期間にわたって存続していた。

次に、銀行合同や解散その他とを区別せず、銀行の産業組織の変化が銀行貸出に期間ごとどのような影響を及ぼしたかを検討する。金融恐慌の年から銀行法による集中が終了した1932年末の期間を次の3期間に分割する。

I 1927年1月1日～1927年12月31日

II 1928年1月1日～1929年12月31日

III 1930年1月1日～1932年12月31日

回帰分析における被説明変数は各期間における普通銀行の預貸率(貸出/預金)の変化分である。説明変数として次のものをとる。

本店変化率；各府県のそれぞれの期間内の本店数の変化率

本支店変化率；各府県のそれぞれの期間内の本店数および支店数の合計の変化率

これらの変数の記述的性質は表8に、回帰結果は表9に示されている。各府県の本店数や本支店数の変化は、その府県の普通銀行全体の預貸率を変化させる効果をもっており、その効果の有意性は特にIII期において高い。本店数の変化はその府県における合同や解散等による銀行の消滅数に対応している。本支店数の変化はそうした消滅に加えて、政策的な支店の整理の効果が加味されている。厳密な分析のためには、預貸率ではなく、預金および貸出をとりに内生変数とする同時方程式体系の計測が必要である

ことは言うまでもない。しかしこの簡便な分析からも、銀行の合同や解散が府県の預金に対する貸出の大きさに有意な負の影響を及ぼしていたことが示唆されていると考えられよう。

5. マクロ的変動と銀行集中

さて、以上のような銀行の集中過程に伴う銀行貸出の変化はマクロ経済変動とどのようにかかわっているであろうか。われわれの分析結果から示唆される事実を上記の3期間区別にしたがってとりまとめておこう。

I期、すなわち1927年。この時期は表2によると金融恐慌の影響で地方銀行の預金と貸出はそれぞれ736百万円と813百万円となっている。地方銀行を流出した預金は主として郵便貯金と大銀行に流入した(表10)から、大銀行をも含めた地方銀行の預金はさほど減少していない。表2では151百万円の減にとどまっている。大銀行自体が当時多額の遊資をかかえていたから、大銀行に流入した預金は、貸出として活用されることは少なく、日銀預金として預入されたり、公社債投資に向けられた¹⁸⁾。それゆえこの時期の銀行貸出の減少は、地銀からの預金逃避によるところが大きい。

II期すなわち1928、1929年は、銀行法による銀行集中の貸出への影響が最も顕著にあらわれた時期であると思われる。地方銀行の預金減は、年平均64百万円にとどまっているのに対し、その貸出は年平均401百万円の減となっている。普通銀行全体としては預金は年平均132百万円増大しているのにかかわらず、貸出は年平均

表10. 金融恐慌による預金シフト

(A)1927年3～5月(東京商業会議所推定)

休業銀行預金	581
銀行より郵便貯金へ	296
大銀行を経て日銀預金へ	324
其他大銀行への流入額	286

(B)1927年中(金融研究会推定)

12大銀行以外の銀行の預金	762 減
12大銀行預金	613 増
郵便貯金	371 増
金銭信託	258 増

資料) 高橋亀吉(1955)(東京商業会議所『金融恐慌と其影響』)

および金融研究会(1934)。単位は100万円。

364 百万円減少している。預金が増加しているにもかかわらず、貸出が減少したことは、銀行合同や解散その他による蓄積情報価値や情報チャンネルの毀損の効果があったことを示唆している。表6によるとこの時期の資本金の減少は解散等が年平均45 百万円であるのに対し、合同による減少は、54 百万円である。さきに示した計測によると貸出の効果は合同による減資と解散による減資は、それぞれが1.16 倍と1.34 倍の貸出減をもたらしたから、これらによる貸出減はそれぞれ63 百万円と61 百万円と推定される。これらの効果は全体の貸出減364 百万円の約58%を説明している。すなわち、この時期の貸出減は、銀行法施行による合同の進展とそれに誘発された減資の効果による側面が無視できないと思われる。

III期すなわち1930年から1932年にかけては、銀行法施行による減資・解散とともに、金解禁と世界恐慌の波及の効果が大きくきいていると思われる。地方銀行の預金と貸出は、それぞれ年平均で398 百万円、342 百万円減少している。普通銀行全体でも預金は、年平均325 百万円の減、貸出は322 百万円の減である。表6によると合同による減資は年平均39 百万円、解散その他による資本金減は年平均48 百万円である。おそらく、この両方の効果による貸出減が、金解禁等の不況による預金の減少効果の振幅を拡大したのであろう。

6. 結語

1927年3月に公布され1928年1月から施行された銀行法は、その後5年間にわたって大規模な銀行の整理と合同の過程をもたらした。この論文では、銀行法とそれに誘発された銀行合同と銀行の解散・廃業等が貸出とマクロ経済活動に及ぼした影響を分析した。

銀行合同の個別データの集計作業から、合同進展の過程で大規模な銀行資本金の減額が行なわれ、その規模は解散や破産による資本金減少に匹敵するものであることが示された。合同に伴う銀行の減資は、吸収や買収の対象となった中小銀行の貸出の削減や経営陣の交替などによ

る情報チャンネルの破壊をもたらした可能性が強い。銀行法による銀行整理の貸出に及ぼした負の影響は、1928年から1932年の全期間にわたってみられるが、特に1928、1929年の2年において顕著であったと思われる。

銀行法・金解禁という主として財閥系大銀行主導の下に進められた当時の構造改革政策は、その後高橋財政登場以後のめざましい経済成長の素地を形成したと思われる。しかし他方その政策の下で、在来商工業部門の金融梗塞(クレジット・クランチ)と疲弊は極に達し、地方経済圏と在来産業に基礎を置く名望家支配の下での経済社会秩序は最終的に崩壊し、官僚と軍の支配に道を譲ることになった。寺西(2003)で明治大正経済システムの崩壊とよんだ現象がこれにほかならない。

最後に上記分析の限界と今後の研究課題について一言しておこう。われわれは、銀行合同による減資が弱小銀行の情報チャンネルを破壊し、その顧客たる在来商工業者のクレジット・クランチをもたらした可能性を主として、マクロ的な減資額の推定と府県データのクロスセクション分析によって示唆した。しかしながら、この分析は次の2点において不十分である。第一に、貸出減が生じたとしてもその結果は、貸出のいかなる部分が削減されたかに依存する。たとえばそれは、弱小銀行の保有する不良債権処理であったかもしれない。第二に、分析がマクロと府県データによっているため地域経済圏の分析と銀行行動の分析が分離できていない。今後個別銀行のマイクロデータの分析により、合同と減資の貸出と効率性への効果の一層厳密な分析がなされる必要がある¹⁹⁾。

(一橋大学経済研究所)

注

1) 本稿のほぼ完成後に、銀行法の効果を銀行の預金吸収力に焦点をあてて分析した澤田・岡崎(2002)に接した。

2) たとえば、近年の研究成果のみをとりあげても、石川・杉山編(2001)、伊牟田(2002)伊藤・薮見・浅井

(2000)、山崎(2000)、白鳥(2000)などがある。

3) 翌1930年4月5日には、糸価安定融資補償法が発動され、補償貸出が開始された。

4) この方針は、1929年11月21日の大蔵省の金解禁に関する省令公布により周知された。

5) 1890年のリセッションはわが国最初の恐慌といわれる景気後退局面であったが、このときは銀行倒産は、日銀による株式担保金融の開始などの効果もあって起きていない。(翌1891年の3行に国立銀行を含む銀行休業が発生したが、これは5月の東京米穀取引所のスキャンダルにかかわるもので、おそらくそれ以前の急激な企業勃興ブームにかかわる恐慌現象とはさほど関係ないものと思われる)。

6) それ以前も1896年に銀行合併法が施行(ただし翌年商法が制定されるにあたって廃止)されたが、単に合併手続きを簡素化するための立法であったと言われる。合併手続きの簡素化はさらに1920年の銀行条例の改正によっても進められた。

7) たとえば、それ以前の1986年銀行合併法施行時などでは、合同により小銀行を大銀行の支店化することが意図された。

8) この点は今後の研究課題である。これに関連してたとえば白鳥(2000)を参照。

9) ただし、中央と地方間の金融疎通の円滑化の観点からは、都市の銀行と地方銀行との合同も歓迎するとされた。

10) ただし、銀行法の議会での審議過程で銀行局長松本脩は(資本100万円以下の銀行の増資について)「其銀行の資本を充実するという事の為に、資本増加を致すのでありますから、政府に於いても成るべく寛大に見まして、其資本増加を認可致したいと思ひます」と答弁している(小川(1930)p.214)。

11) 浅井(2000)は「大蔵省は、1920年の改革において、普通銀行制度に関する限りでは、大銀行関係者の意見を尊重した。しかし、中央銀行制度、特殊銀行制度についてはこれを無視した」と述べている。

12) 準備委員会は、もともと1923年3月市来蔵相により設置されていた。1926年4月に設置された委員会は、浜口蔵相の下でのこの委員会の再編成であるともみることが出来る。

13) 小川(1930)p.10、諮問(i)については、9月4日付で「手形割引市場の整備改善に関する具体的方策」という答申がなされた。しかし、この案は金融制度調査会の本会議で審議されることはなかった(後藤(1968)p.146)。

14) 渋谷(1982)による、証券の1名は野村合名代表社員の野村伝七。ただし、臨時委員会の原合名の原富太郎の所属はその他として計算。

15) 無資格銀行の数は1927年3月の銀行法制定時には809行(議会報告)であった。

16) 全国普通銀行の資本金は、1927年で公称2,365百万円、払込1,481百万円、1928年でそれぞれ、2,182百万円、1,379百万円、1929年でそれぞれ2,171百万円、1,381百万円であった。ちなみに一例として金融研究会(1934)より得られる1929年2月中の合同のケースをみると合同消滅銀行と合同存続銀行の資本金はそれぞれのケースごとに次のようであった。(カッコ

内前の数字が公称、後の数字が払込資本、単位千円、払込資本金額は銀行局金融年報昭和3年版の1928年末値である)。(1)岩手県の花巻(1,000, 680)の盛岡(7,200, 4,000)による吸収、(2)岩手三陸(2,000, 1,100)と水沢(500, 400)の岩手(5,000, 3,475)による吸収、(3)福島県の平(1,500, 750)の茨城県の常磐(8,850, 5,355)による吸収、(4)長野県の新村(150, 75)の六十三(11,200, 7,225)による吸収、長崎県の諫早商業(1,100, 500)と喜真(150, 135)の諫早(1,500, 750)による吸収、(5)静岡県の高松商業(80, 80)の静岡銀行(2,000, 1,325)による買収、(6)静岡県の二六信用(100, 60)の遠洋(500, 200)による買収、(7)長野県の藍田(250, 250)、車藍田(60, 60)、秋和(160, 160)、中島(40, 40)による小縣(1,020)の新立、(8)佐賀県の大串(100, 100)の武雄(500, 220)による買収、(9)福岡県の上座(500, 279)の三奈木(500, 200)による買収。

17) 東京を除かないばいの計測結果は

$$\begin{aligned} \text{貸出増減} &= -2.8 + 1.07 \times \text{合同による減資額} \\ & \quad (0.82) \quad (4.17) \\ & \quad + 3.26 \times \text{解散その他による資本金増減} \\ & \quad (8.98) \\ & \quad + 0.29 + \text{預金増減} \quad ; (R^2 = 0.92) \\ & \quad (2.36) \end{aligned}$$

である

18) 五大銀行の有価証券残高は、1926年末に606百万円であったものが、1927年末には、1,004百万円へと398百万円増大している。

19) 戦後の最近時の状況について渡辺・澤田(2002)でこの方向の研究が進められている。

参考文献

- 浅井良夫(2000)「1927年銀行法から戦後金融改革へ」伊藤正直・霧見誠良・浅井良夫編『金融危機と革新』日本経済評論社、pp.139-149。
- 藤野正三郎・寺西重郎(2000)『日本金融の数量分析』東洋経済新報社。
- 福田慎一・寺西重郎(2003)「経済発展と長期資金」『経済研究』第54巻第2号、pp.160-180。
- 神門善久・寺西重郎(1992)「工業化と銀行の期間変換機能」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会。
- 後藤新一(1968)『本邦銀行合同史』金融財政事情研究会。
- 後藤新一(1970)『日本の金融統計』東洋経済新報社。
- 後藤新一(1986)『日本短期金融市場発達史』日本経済評論社。
- 伊牟田敏光(2002)『昭和金融恐慌の構造』経済産業調査会。
- 石井寛治・杉山和雄編(2001)『金融危機と地方銀行——戦間期の分析』東京大学出版会。
- 伊藤正直・霧見誠良・浅井良夫(2000)『金融危機と革新』日本経済評論社。
- 金融研究会(1934)『わが国に於ける銀行合同の大勢』金融研究会。
- 是永隆文・長瀬毅・寺西重郎(2001)「1927年金融恐慌下の預金取り付け銀行休業に関する数量分析」『経済研究』第52巻第4号、pp.315-332。

- 小川一夫(2003)『大不況の経済分析』日本経済新聞社。
- 小川郷太郎(1930)『新銀行法の理由』日本評論社。
- 岡崎哲二(2002)「銀行業にける企業淘汰と経営の効率性」齊藤誠編『日本の「金融再生」戦略』中央経済社, pp. 207-231.
- 澤田充・岡崎哲二(2000)『銀行統合促進政策の効果：1927年銀行法の評価』RIETI Discussion paper series 04-J-002.
- 渋谷隆一(1982)「戦間期の金融制度改善等に関する覚え書」玉野井昌夫・長幸男・西村閑也編『戦間期の通貨と金融』有斐閣, pp. 295-324.
- 白鳥圭志(1998)「地方金融の再編と地域利害」『土地制度史学』第160号, pp. 14-30.
- 白鳥圭志(2000)「製糸養蚕地帯における金融危機の展開と日銀支店」『経営史学』第35巻第2号, pp. 46-74.
- 高橋亀吉(1955)『明治大正財界変動史(中)』東洋経済新報社。
- 寺西重郎(2003)『日本の経済システム』岩波書店。
- 渡辺努・澤田充(2002)『銀行合同と企業向け融資』齊藤誠編『日本の「金融再生戦略』中央経済社, pp. 237-276.
- 山崎広明(2000)『昭和金融恐慌の研究』東洋経済新報社。
- Bernanke, Ben S. (1983) "Nonmonetary Effects of the Financial Crisis in the Propagation of the Great Depression," *American Economic Review*, Vol. 73, No. 3, pp. 257-276.
- Kiyotaki, Nobuhiro and Moore, John (1997) "Credit Cycles," *Journal of Political Economy*, Vol. 105, pp. 211-248.
- Ohkawa, Kazushi and Miyoei Shinohara (1979) *Patterns of Japanese Economic Development: A Quantitative Appraisal*, Yale University Press.
- Okazaki, Tetsuji and Michiru Sawada (2003) "Bank Merger Movement and Evolution of Financial System; Experiences in Prewar Japan," paper presented at Japan Project Meeting, Sept. 19-20, 2003, at ADB Institute.
- Okazaki, Tetsuji and Kazuki Yokoyama (2002) "Measuring the Extent and Implications of Director Interlocking in the Pre-war Japanese Banking Industry," *ADB Institute Research Paper* 39, Center for International Research on Japanese Economy Discussion Paper Series F-138.
- Yabushita, S. and A. Inoue (1993) "The Stability of the Japanese Banking System: A Historical Perspective," *Journal of the Japanese and International Economy*, Vol. 7, No. 4, pp. 387-407.
- Yokoyama, Kazuki (2003) "Self-Fulfilling Bank Runs: Evidence from the Financial Crisis of 1927 in Japan," Discussion Paper in Economics, No. 369, Nagoya City University.